

令和6年度

鎌ヶ谷市認定こども園を含む保育施設  
設置運営事業者募集要項

令和6年10月

## 目 次

1	募集概要	1
2	応募資格	1
	(1) 主体	
	(2) 運営実績	
	(3) 財務状況	
	(4) 所管庁の監査、指導検査等	
	(5) その他	
3	募集施設の概要	2
	(1) 施設の種別	
	(2) 開設日	
	(3) 定員	
	(4) 受入年齢	
	(5) 開設時間	
	(6) 休園日	
	(7) 苦情処理	
	(8) 個人情報の保護について	
	(9) その他の注意事項	
4	募集対象地域	2
5	募集施設数	3
6	募集条件	3
7	募集方法	7
8	整備・運営にあたっての補助制度	16

## 1 募集概要

鎌ケ谷市では、待機児童対策及び保育サービスの拡充を目的として、市内に認可保育所、認定こども園、認可小規模保育事業を設置していますが、令和8年4月1日に開設する認定こども園を含む保育施設（以下、保育所等）を整備・運営する事業者を公募します。

## 2 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

### (1) 主体

原則として、応募日現在において、以下のいずれかの法人格において、**3年以上**の法人運営実績を有することを要します。なお、新たに法人格を取得する見込みがある場合については、別途ご相談ください。

- ①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- ④学校教育法第22条に規定する学校法人
- ⑤特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ⑥会社法第2条第1号に規定する会社

### (2) 運営実績

応募日現在において、児童福祉法に定める保育所（公設民営園での業務委託、指定管理者を含む。）若しくは児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）又は学校教育法に定める幼稚園、認定こども園を**1年以上**運営していること。

※小規模保育事業は、運営実績に含めないこととする。

### (3) 財務状況

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。

- ①直近2年間の会計年度において、**2年間連続して純損失を計上**している。
- ②直近2年間の会計年度において、**いずれかの年度が債務超過**になっている。

### (4) 所管庁の監査、指導検査等

事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとします。

### (5) その他

応募事業者は、次の事項を満たすこと。

- ①施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること

と。

- ②社会福祉事業及び学校教育に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- ③保育所等を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- ④市の掲げる保育理念を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。
- ⑤本募集要項にて提示する条件を厳守できること。
- ⑥13頁に定める「欠格事項」に該当しないこと。

### 3 募集施設の概要

- (1) 施設の種別 保育所又は認定こども園
- (2) 開設日 令和8年4月1日に開設すること。
- (3) 定員 60名  
※持ち上がりの児童に対応できるような定員構成としてください。  
※定員の4割以上(24名)を3歳未満としてください。
- (4) 受入年齢 生後6か月～5歳児  
※事業者の判断で生後3か月からの受入も可とする。
- (5) 開設時間 月曜日～金曜日：7：00～19：00 延長保育時間を含む  
12時間以上  
土曜日：7：00～19：00 延長保育時間を含む  
12時間以上

#### (6) 休園日

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③年末年始(12月29日から1月3日)
- ※当該日を開園日とすることも可

#### (7) 苦情処理

苦情解決の仕組みを整備すること(苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等)。

#### (8) 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

#### (9) その他の注意事項

- ①保護者会の設置を妨げないこと。
- ②保育料以外の費用徴収については、重要事項説明書に記載し、予め保護者に説明を行い、文書による同意を得るなど市の定めに従うこと。

### 4 募集対象地域 鎌ヶ谷市全域

※整備・運営事業者は、既存の保育所との距離、利便性、地域の保育需要等を考慮して選定します。

※保育所等の配置状況・・・別添資料（参考）

※保育施設を新たに建築する場合は、施設建設の可否を含めて申請前に必ず鎌ヶ谷市都市建設部との協議を行ってください。

## 5 募集施設数 1 施設

## 6 募集条件

### (1) 土地を確保して保育所等を整備する場合

#### I 土地の要件

- ①令和8年4月1日に保育所等の開所が可能な市内の土地であること。
- ②敷地内に2歳以上児1人あたり3.3㎡以上の屋外遊戯場を併設又は屋上園庭を設置すること。
- ③建築基準法第42条に定義される道路に接している土地であること。
- ④敷地外に出ることができる二方向の避難経路が確保されていることなど、保育所等としての安全が担保される土地であること。

※二方向の避難経路は、原則、同じ方向ではない二方向とし、他の地権者の土地を通らずに公道まで避難できる経路が確保されていることを条件とする。しかし他の地権者の土地を経由する場合でも、障害物がない等の避難経路として安全に使用でき、且つ、開園時には避難経路として使用できる確約がとれている場合には、避難経路とみなすことができる。

#### ⑤次のいずれかに該当する土地であること。

- i) 応募事業者が所有権を有している又は保育所等の開所に支障のない時期までに自己所有となる土地
- ii) 以下の条件を満たした借地借家法（10年以上～50年未満）の事業用定期借地権の設定契約により貸与される土地
  - ・20年以上の契約期間とすること。
  - ・賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

※契約に当たっては、公証役場にて公正証書を作成すること。

※応募（本申請）時点で契約を締結していない場合は、貸主との間で選定後に締結することの合意を得ること（書面を交わしておくこと）。

#### ⑥隣地・道路との境界が確定している土地であること。

※応募（本申請）時点で境界が確定していない場合は、隣接地権者の意向が分かる書類を提出すること。

#### ⑦抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。また、地上権や賃借権を設定すること。

#### ⑧土地所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

#### ⑨土地所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

⑩保育所等の整備に当たり、近隣の理解が得られる土地であること。

## II 設備・構造の要件

- ①建築基準法、都市計画法、消防法、児童福祉法（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び保育所設置認可等に関する要綱）等の関係法令の定めるところに従うこと。
- ②以下の場合には施設整備資金の一部を返還する可能性があることに留意した上で、建物の構造を計画すること。
  - i 敷地使用期間満了時に建物耐用年数が経過していない場合
  - ii 施設整備補助を活用した建物の耐用年数以前に、保育所等を廃止又は建物を除却した場合
- ③敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自動車駐車場、自転車駐輪場、ベビーカー置場を設けること。
- ④敷地内に、給食の材料搬入時や緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースを確保すること。
- ⑤調理室、調乳室の構造設備については、図面を確定する前に予め習志野保健所に相談し、その指導に従うこと。

## III 地域住民等への説明

- ①市の指示に基づき、保育所等の整備・運営に関して、自治会関係者、地域住民等への説明を整備・運営事業者の責任において行うこと。
- ②施設の設計や工事の実施に当たっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、整備・運営事業者の責任において解決すること。
  - ・建物の位置と高さ（日照）
  - ・出入口の位置と構造
  - ・換気扇の位置と向き
  - ・空調室外機の位置と向き
  - ・窓等の位置と大きさ
  - ・植栽・樹木等の管理
  - ・防音対策
  - ・保護者や園児の安全な動線の確保と送迎時等の交通安全対策
  - ・工事車両の搬出入経路
  - ・工事騒音や振動
  - ・その他、近隣の住民から要望のある事項

## IV 関係法令及び通知の遵守

- ①保育所等の整備・運営に当たり、以下の法令、条例及び関係規程の基準を満たすこと。※ここに掲げる法令、条例及び関係規程が全てではないので、注意すること。

- ・児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令
  - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の関係法令
  - ・子ども・子育て支援法及び関係法令
  - ・都市計画法及び関係法令
  - ・建築基準法及び関係法令
  - ・消防法及び関係法令
  - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）及び関係法令
  - ・千葉県福祉のまちづくり条例及び関係規則等
  - ・その他、建築確認申請に伴い必要な条例等
  - ・千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ・保育所設置認可に関する審査基準
  - ・保育所設置認可等に関する要綱
  - ・認定こども園の認定の要件を定める条例
- ②建築基準法等による認定こども園・保育所用途として、設計を確定する前に予め鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課及び鎌ヶ谷市消防本部予防課に相談し、その指導に従うこと。
- ③鎌ヶ谷市関係条例等については、鎌ヶ谷市関係部署へ事前に相談すること。
- ④保育所等の整備・運営にあたり、以下の通知に該当する場合は、通知に定める基準を満たすこと。
- ・保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
  - ・幼稚園教育要領（平成29年3月31日文科科学省告示第62号）
  - ・幼保連携型認定こども園教育保育要領（平成29年3月31日内閣府・文科科学省・厚生労働省告示第1号）
  - ・保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発86号）
  - ・不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号）
  - ・国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（最終改正：令和2年1月23日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号）
  - ・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（最終改正：平成30年4月16日子発0416第3号）
  - ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて（平成27年9月3日雇児保発0903第1号）
  - ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成27年9月3日雇児保発0903第

2号)

- ・令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について（令和6年8月1日こ成保第720号）

## V 人材確保・育成

- ①社会福祉事業又は学校教育における経験が豊富で、マネジメント能力の高い施設長候補者及び主任候補者を確保すること。
- ②職員を確保するための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画が立てられていること。
- ③教育・保育の安定性の面から、職員の異動について配慮すること。

## VI 事業の継続性

園児に対する安定的・継続的な教育・保育サービスの提供という視点から、経営状況等の悪化等により、運営開始後に教育・保育サービスの提供が困難になった場合の具体的な対応策を講じていること。

## (2) 賃貸物件による保育所等を整備する場合

### I 建物の要件

- ① 令和8年4月1日に保育所等の開設が可能な市内の建物であること。
- ②敷地内に2歳以上児1人あたり3.3㎡以上の屋外遊戯場を併設又は屋上園庭を設置すること。
- ③敷地外に出ることができる二方向の避難経路が確保されていることなど、保育所等保育施設としての安全が担保される土地に建築された建物であること。  
※二方向の避難経路は、原則、同じ方向ではない二方向とし、他の地権者の土地を通らずに公道まで避難できる経路が確保されていることを条件とする。しかし他の地権者の土地を経由する場合でも、障害物がない等の避難経路として安全に使用でき、且つ、開園時には避難経路として使用できる確約がとれている場合には、避難経路とみなすことができる。
- ④賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。  
※応募（本申請）時点で契約を締結していない場合は、貸主との間で選定後に締結することの合意を得ること（書面を交わしておくこと）。
- ⑤抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。また、地上権や賃借権を設定すること。
- ⑥建築確認申請書・建築確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能で、かつ建築基準法による保育所等への用途変更が確実にできるものであり、保育所等として使用するための施設基準を満たす建物であること。
- ⑦原則として、昭和56年6月1日以降に、建築確認を受けている建物であること。ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、耐震補強を実施



するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断を受け、 $I_s$ 値が0.7以上かつ $q$ 値が1.0以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物は、対象となります。

- ⑧建物所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- ⑨建物所有者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑩保育所等の整備に当たり、近隣の理解が得られる建物であること。
- ⑪その他、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、・厚生労働省社会・援護局長連名通知）」の定めに基づきること。

## II 設備・構造の要件

上記「（1）土地を確保して保育所等を整備する場合」と同様

## III 地域住民等への説明

上記「（1）土地を確保して保育所等を整備する場合」と同様

## IV 関係法令及び通知の遵守

上記「（1）土地を確保して保育所等を整備する場合」と同様

## V 人材確保・育成

上記「（1）土地を確保して保育所等を整備する場合」と同様

## VI 事業の継続性

上記「（1）土地を確保して保育所等を整備する場合」と同様

## 7 募集方法

### （1）事前相談

令和6年10月30日（水）～令和6年11月15日（金）までに電話予約の上、鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課までご来庁ください。

なお、事前相談がない場合は事前申請を行うことができません。

※事前相談する事項がない場合には、窓口で提案予定地の報告及び事前申請の意思表示をもって事前相談したものとします。

※事前相談の予約の電話は、各日（土日祝日除く）午前9時から午後5時までとし、事前相談は各日（土日祝日除く）午前9時から午後4時30分開始までの対応となります。事前相談の予約は、必ず予約希望日の前日午後5時までに行うようにして

ください。

(2) 事前申請

令和6年11月11日(月)～令和6年11月22日(金)午後5時(時間厳守)

までに事前申請を行ってください。(土日祝日除く)なお、事前申請後に辞退することはできますが、事前申請がない場合は本申請を行うことができません。

《提出書類》

	書類	備考・様式
1	鎌ヶ谷市認定こども園を含む保育施設等設置運営事業者応募事前申請書	第1号様式
2	誓約書	第2号様式
3	事業計画書	第3号様式
4	設立代表者等調書	第4号様式
5	法人の概要 ①定款 ②法人履歴事項全部証明書 ※1 ③法人印鑑登録証明書 ※1 ④過去3年度末現在の財産目録(法令上作成が義務付けられていない法人は除く) ⑤財務関係書類として以下のア及びイを提出すること ア直近3か年分の決算書 (貸借対照表、損益計算書(資金収支計算書)、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書を含む。保育所等を運営している法人にあつては、運営する保育所等(複数ある場合は最も新しい保育所等1か所)の資金収支計算書及び資金収支内訳表、年度末積立預金明細表を含む)及び法人税申告書の写し ※2 イ今年度の収支予算書 (注)⑤については、以下の(1)、(2)について提出すること。 (1)当該法人分 (2)重要な関係会社(議決権のある株式を50%以上取得している親会社又は法人代表者が同一もしくは親族関係にある会社)分	
6	理事、監事、評議員及び施設長関係 ①役員・評議員名簿一覧表 ②建設工事等に関する誓約書 原本(理事・監事・評議員)	①第5号様式 ②第6号様式
7	申請に係る施設等の概要調書(その1) ①設置予定地の写真(2方向以上) ②写真をとった方向を示す図	第7号様式-1 ①、②は任意様式 事前申請時点で未作成の

		場合は不要
8	所轄庁との協議状況調書	第8号様式
9	納税証明書 ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署にて取得）※1 ②千葉県税の完納証明書 ③市税納付確認書 ④法人市民税納税証明書※1	③第9号様式（鎌ヶ谷市に納税義務がある法人のみ提出すること。） ④（鎌ヶ谷市に納税義務がある法人のみ提出すること。）
10	現在運営している施設の概要	パンフレット等でも可
11	直近3か年（令和4年度から令和6年度まで）の法人及び施設の指導監査結果及び改善報告の写し（直近3か年で複数回監査を実施している法人は、その期間のすべての写しを提出すること。また、3か年で一度も監査を行っていない法人は、一番直近の監査の写しを提出すること）	※改善報告の写しは必ず改善案を記載したものを提出すること。

※1 申請日から3か月以内に発行された原本を正本に添付すること。

※2 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付すること。

#### 《提出部数》

正本1部 副本9部（正本の写し、事業者選考委員会用を含みます）

#### 《書類の綴じ方》

サイズはA4版（図面A3版）とし、左綴じとしてください。

#### 《提出方法》

持参でのみ受付を行います。必ず予め電話連絡の上、ご来庁ください。

事前申請は、原則各日（土日祝日除く）午前9時から午後5時までとします。  
時間外の受領はできない場合があります。

なお、提出後に市から修正等の指摘により差戻となった場合は、修正箇所及び不足書類等をそろえて、申請期限までに再提出をしてください。申請期限後に書類の不備があった際は、選考対象から外れる場合がありますので早めのご提出をお願いします。

※書類の確認に時間を要するため、書類提出から確認まで2営業日ほど必要となります。

#### 《提出先》

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号  
鎌ヶ谷市総合福祉保健センター2階  
鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課  
TEL：047-445-1366

### (3) 質疑応答

・質問を受付する期間

令和6年10月30日（水）～令和6年11月15日（金）午後5時まで

※質問は、各日午後5時までとし、午後5時以降の問い合わせは翌日以降の対応

となります。（土日祝日除く）

・質問方法

トラブル防止のため、質問は必ず質問書に記入の上、電子メールにて行ってください。

質問書を送信した際は、必ず電話連絡をしてください。

回答まで2営業日ほど時間を要する可能性がありますので、それを踏まえ、申請期限に間に合うように、お問い合わせください。

質問は、本要項及び各条例、要綱等を確認した上で、不明な点があった場合にお願ひします。

・回答は電子メール、市ホームページへの掲載にて行います。

《提出先》

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号  
鎌ヶ谷市総合福祉保健センター2階  
鎌ヶ谷市健康福祉部幼児保育課  
TEL：047-445-1366  
E-mail：sisetuseibi@city.kamagaya.chiba.jp

(4) 本申請

事前申請を行った事業者は、令和6年11月11日（月）～令和6年12月6日（金）午後5時までに本申請を行ってください。

《提出書類》

	書類	備考・様式
1	申請に係る施設等の概要調書（その2）	第7号様式-2
2	鎌ヶ谷市認定こども園を含む保育施設等設置基準・認可基準調書 建物及び設備に関する確認書を添付すること ・ 図面関係書類（A3サイズ） ※1 位置図（2500分の1の都市計画図）、案内図、公図、配置図、平面図（100分の1程度の基本設計図 ・ 部屋の使用年齢、定員、床面積（壁芯、有効をそれぞれ記載すること）、立面図	第11号様式
3	設置運営資金計画 ・ 施設整備補助金の交付に係る算定表（概算） ・ 独立行政法人福祉医療機構借入金限度額の算定を添付すること。 〈必要に応じて提出する書類〉 ①積立金目的外使用による財源を予定する場合 ア積立金明細書 ②独立行政法人福祉医療機構からの借入を予定する場合 ア借入金償還計画表	第12号様式-1 第12号様式-2 第12号様式-3         第13号様式

	<p>③寄付金による財源を予定する場合 ※2  ア寄付確約書  イ預金残高証明書 ※3  ウ所得証明書又は課税証明書（最新年度分）  ※4</p> <p>④その他金融機関の借入による財源を予定する場合  ア担保となる資産の証明書（登記全部事項証明書）※4  イ借入誓約書  ウ借入金償還計画表</p> <p>⑤自己資金関係書類  ア自己資金内訳書  イ銀行等の残高証明書 ※3</p>	<p>第14号様式</p> <p>第15号様式  第13号様式</p> <p>第16号様式</p>
4	<p>施設長について  ア施設長選任理由書  イ履歴書 ※5  ウ在職証明書  エ施設長就任承諾書 ※5  注：施設長押印は実印を使用のこと  オ身分証明書 ※4  カ登記されていないことの証明書 ※4  キ印鑑登録証明書 ※4</p>	<p>第17号様式</p> <p>第18号様式</p>
5	<p>土地、建物及び近隣説明の関係  ①法人の議決機関の議事録 ※5  ②建物等及び近隣説明に関する報告書  地元説明経緯個別調書（隣接者等） ※5  ③土地及び建物  ア公図  （計画敷地を太線で囲い、敷地・隣接地（道路向かいを含む）に地権者名を記入のこと）  イ土地及び建物の全部事項証明書 ※4  ウ土地及び建物賃貸借契約書（又は確約書 参考例あり）  エ印鑑登録証明書（賃貸借相手方） ※4  オ建設工事等に関する誓約書（賃貸借相手方）  ※4  カ建築確認済証及び検査済証の写し（改修等の場合）  キ耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（新耐震基準を満たしていない建物の場合）</p>	<p>第19号様式  第20号様式</p>
6	<p>施設整備関係  ①工程表（基本設計から保育所等開所までの全体の概略スケジュール）</p>	<p>①スケジュールは週単位で記載すること。</p>

	②施設見積書（工事事務費を含む中項目程度の見積書）原本 ③設備見積書（児童用、職員用、事務用に分ける）	
7	その他必要な資料等 ※6	

※1 概略配置図・平面図の記載事項について、以下の項目を記載すること。

【配置図】

1. 道路名称、幅員、道路境界線、高低差
2. 隣地等隣地境界線、高低差、擁壁
3. 建物出入り口、境界までの距離
4. 外構内扉、外柵、駐車場、スロープ勾配
5. 園庭面積、遊具の配置
6. 方位
7. 真北距離（隣地境界線までの真北方向への最短水平距離）

【平面図】

1. 各室名称、面積、出入口、窓、壁、下駄箱、ロッカー  
保育室は、部屋の使用年齢、定員、床面積（部屋面積及び有効面積）
2. 便所等便器（大、小）、手洗器、仕切りの有無
3. 階段等最低基準に該当する階段等の名称
4. 廊下幅員

【その他必要な記載事項】

1. 保育室ごとの面積・有効面積・定員の一覧表
2. 採光有効面積、計算式（断面図含む）
3. 住所（地名地番）、建ぺい率、容積率、用途区域、各階床面積

※2 整備費や開設準備費等に自己資金として法人代表者や理事（役員）の個人口座の資金を使用する場合には、個人から法人への寄付扱いとなるため、提出が必要となります。

※3 申請日から1か月以内に発行された原本を正本に添付すること。

※4 申請日から3か月以内に発行された原本を正本に添付すること。

※5 写しに代表者による原本証明を行ったものを正本に添付すること。

※6 別途、書類等の追加提出を求める場合があります。

《提出部数》

正本1部 副本9部（正本の写し、事業者選考委員会用を含みます）

《書類の綴じ方》

- i サイズはA4版（図面A3版）とし、表紙及び目次を付けて左綴じとしてください。
- ii ページ番号を通して付番し、インデックスを添付してください。

《提出方法》

持参でのみ受付を行います。必ず予め電話連絡の上、ご来庁ください。

本申請は、原則各日（土日祝日除く）午前9時から午後5時までとします。時

間外の受領はできない場合があります。

なお、提出後に市から修正等の指摘により差戻となった場合は、修正箇所及び不足書類等をそろえて、申請期限までに再提出をしてください。申請期限後に書類の不備があった際は、選考対象から外れる場合がありますので早めのご提出をお願いします。

※書類の確認に時間を要するため、書類提出から確認まで2営業日ほど必要となります。

《提出先》

〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号  
鎌ケ谷市総合福祉保健センター2階  
鎌ケ谷市健康福祉部幼児保育課  
TEL：047-445-1366

#### (5) 提案候補地の視察

審査時の参考とするため、提案された候補地を視察させていただく場合があります。

#### (6) 運営事業者選考委員会の開催

鎌ケ谷市民間保育所等運営事業者選考委員会を開催し、次のとおり申請事業者の審査を実施する予定です。なお、運営事業者選考委員会では、各事業者にプレゼンテーションを行っていただく予定ですので、準備のほどをお願いします。運営事業者選考委員会の詳細等については、本申請後に別途通知します。

応募事業者数によっては、運営事業者選考委員会の審査に進む事業者を提出書類等で選定する可能性があります。

##### ①審査基準

組織体制、運営状況、資金計画、施設の立地、運営内容等で審査します。

##### ②審査結果通知

審査結果は、合否に関わらず文書によって全ての申請事業者に通知します。

#### (7) 申請後の辞退

事前申請後に辞退するときは令和6年12月4日(水)午後5時までに、本申請後に辞退するときは令和6年12月11日(水)午後5時までに、いずれも文書(任意様式)により届け出てください。

#### (8) 申請書類の取り扱い

事前申請または本申請時に提出された書類は返却しません。なお、提出された申請書類は、鎌ケ谷市情報公開条例(平成11年鎌ケ谷市条例第3号)に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(9) 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は欠格とします。

- ア 提出書類に虚偽があった場合
- イ 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合
- オ 千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している場合
- カ 鎌ケ谷市税を滞納している場合
- キ 鎌ケ谷市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている場合
- ク 過去3か年の間に実施された、申請事業者が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請事業者本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令及び通知等（以下、「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査又は調査等（以下、「監査」という。）（過去3か年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告または命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して保育所等を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合
- ケ 財務状況及び経営状況に、保育所等の安定的な運営に支障が生じる恐れがある等問題があると認められる場合
- コ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の適用を受け、事業者に財産的能力がなくなつたと認められる場合
- サ 刑事事件その他の不祥事により、事業者の信用が失墜したと認められる場合
- シ 次のいずれかに該当する場合
  - i 申請事業者または申請事業者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が鎌ケ谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、または暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められる場合、または、暴力団若しくは暴力団員等が指定管理者の経営に実質的に関与していると認められる場合
  - ii 申請事業者または申請事業者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
  - iii 申請事業者または申請事業者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合



- iv 申請事業者又は申請事業者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合、その他、本要項及び関係法令に違反すると認められる場合

(10) 募集・選定スケジュール (スケジュールが変更になる場合あり)

事前相談 質疑受付	令和6年10月30日(水) ~ 令和6年11月15日(金)
事前申請	令和6年11月11日(月) ~ 令和6年11月22日(金)
本申請	令和6年11月11日(月) ~ 令和6年12月6日(金)
申請事業者審査会	令和6年12月中旬
審査結果通知	令和6年12月下旬頃
国整備費補助金調書提出 ※予定	令和7年1月中旬
国整備費補助金内示 ※予定	令和7年4月
補助金概算払い	令和7年4月以降
地元自治会及び 住民説明会(事業者主導) ※園舎創設の場合	時期応相談
県事前ヒアリング	令和7年8月、9月頃
県認可の正式申請	令和7年11月頃
施設整備	令和7年12月まで
完了検査	令和7年12月~令和8年1月
県認可・告示	令和8年3月中
運営準備	令和8年1月~3月中
開園	令和8年4月1日~

## 8 整備・運営にあたっての補助制度

整備・運営事業者が施設を整備・運営するにあたっては、次の国庫補助制度等を利用することを前提とします。なお、本募集要項に基づく整備・運営事業者の決定に際しては、補助制度を利用するための条件が付される場合があります。

今回の募集は、令和7年度整備の見込みですが、令和7年度以降の交付要綱等が示されていないことから、令和6年度時点での交付要綱で算定を行っておりますので、今後、補助内容や金額が変更となる可能性があることにご注意ください。

なお、工事請負契約は、関係法令及び通知等を遵守するとともに、鎌ケ谷市が行う契約手続の取扱いに準拠してください（例として、鎌ケ谷市の入札実施の要領に準拠して入札を実施することが、就学前教育・保育施設整備交付金の交付要件の一つとなります）。

### (1) (国庫) 就学前教育・保育施設整備交付金

(認定こども園を含む保育施設の新設、修理、改造又は整備に要する経費等)

補助上限金額は、施設の種別、工事の内容等により、補助対象額が変わるため、交付要綱等で補助対象項目を確認ください。

負担割合：国1/2、鎌ケ谷市1/4、事業者1/4

※幼稚園から認定こども園への移行の場合、幼稚園部分の改修には3社以上の見積書が必要となります。

選考後、交付金の申請までの間に必ず提出してください。

なお、見積書が無い場合、幼稚園部分の交付金の協議ができませんので、交付金対象外となった事業費については、事業者負担となります。

※令和7年度の交付要綱等は現在、提示されていませんので、令和7年度の補助要綱によっては、金額・負担割合等が変動する可能性があります。

※就学前教育・保育施設整備交付金を活用する場合、契約の締結を含めた事業に着手することは、交付金の内示後（例年は4月頃）となります。

※詳細については、就学前教育・保育施設整備交付金の要綱等のご確認をお願いします。

※入札のような事前準備に当たるものについては、内示前でも認められますが、契約を担保するような仮契約は、内示前では認められません。

また、当該交付金は、次に掲げる費用は対象外となります。

①土地の買収又は整地に要する費用

②既存建物の買収費用（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合又は幼稚園の施設を緊急に必要とする場合に限り、原則としてそのまま園舎として使用できる建物を、適正な評価機関による評価に基づいて行う場合は除く）

③基本設計費（実施設計費は原則対象となりますが、基本設計と同時に契約をした等で内示前に実施設計に関して契約した場合、実施設計費が交付金の対象外となる可能性があることにご注意ください）

#### ④その他施設整備として適当と認められない費用

上記に記載した項目は令和6年度の補助要綱等による一例となるため、令和7年度要綱等が示されてから、補助内容等が変更となる可能性があることにご注意ください。

#### (2) 賃貸物件による保育所等改修費補助金

施設（建物）が賃貸物件の場合の経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く））の一部を補助する。

※（1）就学前教育・保育施設整備交付金を含む別途国庫補助金等との重複での利用はできません。

※土地や既存建物の買収、土地の整地等の施設整備を目的とする場合は補助対象外となります。

#### (3) 民間保育所等運営費補助金

開所後の保育所等の運営に当たっては、子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費（施設型給付費）に加え、鎌ヶ谷市民間保育所等運営費補助金交付基準に基づき、国・県の補助制度に基づく補助及び市単独の補助を行います。

市の単独補助では、事務費・事業費補助、法定福利費及び退職共済掛金補助、施設修繕改修費補助（開園後5年間は対象外）、嘱託医報酬及び嘱託歯科医報酬に対する補助、借地・借家料補助、障がい児保育士加配補助、3歳以上の主食代補助があります。

なお、交付された市単独の補助金は、原則として当該保育所等で指定された目的のために支出されるものであり、実績報告を確認した上で、補助金交付額が実績に満たない場合は、返還が必要となることがあります。

また、令和7年度以降については、当該補助金の内容等が変更となる可能性があることにご注意ください。

#### (4) 施設型給付費（公定価格）

詳細については、下記子ども家庭庁HPをご確認ください。

##### 【参考サイト】

国が定める公定価格に基づき委託費を給付します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

・制度全般、公定価格（こども家庭庁HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>